平成２２年（フ）第１３９号
川崎市麻生区細山２丁目４番７号　第２白百合ハイツ101
債務者　谷澤　浩子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
川崎市高津区北見方１丁目30番17号　メゾンT
債務者　羽鳥三枝子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
川崎市宮前区南平台20番61―402号　ディアパーク宮前平
債務者　阿部　辰男
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
川崎市宮前区南平台20番61―402号　ディアパーク宮前平
債務者　阿部八重美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
川崎市中原区上平間1161番地12　新川崎ダイカンプラザシティ107
債務者　金野　達人
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
川崎市中原区小杉町２丁目292番地
債務者　田口　暁子（旧姓小宮山）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
川崎市川崎区浜町１丁目21番12号　第２マツダヤビル202
債務者　村上美代子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
川崎市宮前区小台２丁目７番地13　宮前平ガーデンハウス303
債務者　寺田　吉男
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
川崎市多摩区菅城下23番33―103号、前住所川崎市多摩区菅稲田堤３丁目７番１―201号第２コーポ清美
債務者　下里千代子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
川崎市多摩区菅城下23番33―103号、前住所川崎市多摩区菅稲田堤３丁目７番１―201号第２コーポ清美
債務者　下里　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
栃木県芳賀郡益子町大字小宅1080番地１
債務者　石川　益弘
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５５号
栃木県芳賀郡益子町大字小宅1080番地１
債務者　石川みち子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６４号
栃木県宇都宮市西３丁目５番16号
債務者　八木澤一則
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６７号
栃木県宇都宮市中戸祭１―11―14　ロイヤルハイツ高木Ｂ棟101号室、住民票上の住所栃木県那須烏山市南大和久574番地
債務者　和久　和志
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７６号
栃木県宇都宮市雀宮町120番地33
債務者　福士　重信
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係